

# 国有財産売払公示書

下記国有財産を一般競争入札により売払いします。

記

## 1 売払物件

物件番号	所在地	区分	数量	単位	摘要
1-1	函館市高丘町111番16	土地	503.13	m <sup>2</sup>	土留を含む

## 2 競争参加者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び71条の規定に該当する者
- (2) 国有財産に関する事務に従事する者にあっては国有財産法第16条の規定に該当する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

## 3 入札要領及び契約条項を示す場所

北海道開発局 函館開発建設部 契約課契約スタッフ

北海道函館市大川町1番27号 電話（0138）42-7534

## 4 入札参加申込、入札及び開札の日時及び場所

### (1) 入札参加申込書の提出期限及び場所

- ① 提出期限 令和7年12月25日（木曜日） 12時00分まで
- ② 提出場所 北海道函館市大川町1番27号

北海道開発局 函館開発建設部 契約課契約スタッフ

### (2) 入札及び開札の日時及び場所

- ① 入札日時 令和8年1月28日（水曜日） 11時00分から
- ② 開札日時 入札締切後直ちに開札
- ③ 場 所 函館開発建設部 1階会議室

※注意 入札参加者は、当日10時30分までに契約課契約スタッフで受付をすること。

## 5 入札保証金

- (1) 各自入札金額の100分の5以上（円未満切上）に相当する金額を入札日までに納付すること。納付の方法は、歳入歳出外現金出納官吏函館開発建設部経理課上席専門官が発行する保管金振込書により日本銀行函館支店へ振り込むこと。  
なお、この入札保証金には利息を付さない。

- (2) 落札者以外の入札者に対しては、所定の手続により入札保証金を後日振込にて還付する。  
なお、落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保する。  
ただし、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、所定の手続きにより入札保証金を後日振込にて還付する。

## 6 入札の無効

競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## 7 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上に相当する金額を、契約保証金として契約締結までに納付すること。納付の方法は、歳入歳出外現金出納官吏函館開発建設部経理課上席専門官が発行する保管金振込書により日本銀行函館支店へ振り込むこと。契約保証金には、充当する入札保証金を含むものとする。

なお、この契約保証金には利息を付さない。

## 8 契約不履行

落札者が落札決定の日から30日以内に契約を結ばない場合には、第5項の入札保証金は国庫に帰属する。

## 9 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約書の作成を要する。

代金の支払にあたっては、売買代金と契約保証金との差額を函館開発建設部歳入徴収官の発行する納入告知書により、発行の日より20日以内に納入しなければならない。

## 10 机上説明の日時及び場所

日 時 令和7年12月16日（火曜日） 10時00分から

場 所 北海道開発局 函館開発建設部 1階会議室

※机上説明は、物件についての説明ではなく、入札及び契約手続の説明となります。

※参加を希望される方は令和7年12月15日（月）の12時00分までに契約課契約スタッフへ連絡すること。

## 11 契約内容の公表

契約締結したものについては、その契約内容（物件所在地、区分・数量、契約年月日、契約金額、個人・法人の区分。なお、法人にあっては業種を付記する。）を公表する。

## 12 その他

入札者は、本公示書のほか、「入札要領」、「国有財産売買契約書(案)」及び「物件調書」を十分理解のうえ入札するものとする。

以上公示する。

令和 7 年 12 月 2 日

契約担当官

函館開発建設部長 赤川 裕志